平成２４年（フ）第１４９号
北海道帯広市西14条北３丁目２番地５　Ｏ．Ｎハイツ Ｃ－Ｄ号室
債務者　阿部　美雪（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第７５号
栃木県足利市通４丁目3473番地
債務者　松本　久子
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第７７号
栃木県足利市田中町946番地５　高雄ハイツ305、前住所栃木県足利市田中町23番地３　サニーハイツ大谷守203
債務者　今中美代子
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１５８６号
横浜市港北区日吉本町２丁目50番16号　パレス横山102号室
債務者　木村　優子（旧姓松中）
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６４９号
横浜市神奈川区菅田町246番地１　サングレイス鴨居の森502号
債務者　泉　　光二
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６８２号
神奈川県鎌倉市大船1266番地　福寿ハイツ202
債務者　鎌倉　光孝
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８２８号
東京都昭島市朝日町４丁目８番７―207号
債務者　嘉村　美春（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月18日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１５６６号
横浜市戸塚区名瀬町190番地１　コートエクセレントＡ―202号
債務者　茨木　一也
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９４号
栃木県下都賀郡野木町大字友沼5972番地５
債務者　山田　修司
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第３０４号
岡山市南区大福667番地
債務者　間仲　久江
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３８号
大分県中津市大字大悟法44番地５
債務者　橋本　泰樹
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月22日午後３時15分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第４８号
大分県中津市大字大貞359番地８
債務者　金﨑　栄子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月22日午後２時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第５１号
大分県宇佐市大字東高家195番地の２
債務者　中島　教義
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月５日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第５３号
大分県中津市1300番地５
債務者　木下　和美
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月22日午後２時45分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第５５号
大分県中津市大字上宮永1258番地　市営上宮永Ａ住宅104号
債務者　柳　　幸治
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月22日午後３時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係